

# 駒ヶ根市パートナーシップ宣誓制度

## ガイドブック



駒ヶ根市

---

## 1 はじめに

---

### パートナーシップ宣誓をお考えの皆様へ

駒ヶ根市は、年齢や性別、国籍、障がいの有無などを問わず、互いに尊重し合い、ともに支え合えることが重要と考え、多様性が尊重される社会の実現を目指しています。

この理念のもと、二人が互いを人生のパートナーとして認め合い、相互に責任を持って協力し合うことにより、共同生活を約束した関係であることを市に対して宣誓し、市が宣誓書を受理したことを公的に証明する「駒ヶ根市パートナーシップ宣誓制度」を創設しました。

この制度は、法的な効力(婚姻や相続、税金の控除等)を生じさせるものではありませんが、お二人の思いを尊重し、駒ヶ根市として応援するものです。

パートナーシップ宣誓制度の導入により、性の多様性の理解を広め、生きづらさや偏見、差別等を解消し、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指します。

---

## 2 パートナーシップとは、

---

駒ヶ根市におけるパートナーシップの定義は、互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより、共同生活を行うことを約束した二人の関係としています。

駒ヶ根市のパートナーシップ宣誓制度では、性的マイノリティの人に限らず、様々な悩みや生きづらさを抱えている事実婚の人も対象としています。

---

### 3 宣誓することができる方

---

パートナーシップ宣誓をするには、お二人とも以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 成年に達していること  
満18歳以上の人
- (2) 少なくともどちらか1人が駒ヶ根市民であること(市内への転入予定含む)  
2人のうち、少なくともどちらか1人が駒ヶ根市に住民票があれば、宣誓できます。
- (3) 配偶者がいないこと  
戸籍抄本で確認します。外国籍の人は婚姻要件具備証明書(独身証明書)など、配偶者がいないことが確認できる書類に日本語訳を添付して提出してください。
- (4) 宣誓者以外の人とパートナーシップの関係にないこと  
すでに宣誓以外の人とパートナーシップ宣誓を行っている方や、同様の制度を実施している他の自治体でのパートナーシップの宣誓等を行っている人は申請できません。
- (5) 宣誓者同士の関係が近親者でないこと  
民法の規定により、婚姻することができない関係(直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族)にある方は宣誓することができません。

---

## 4 宣誓手続きの流れ

---

### (1) 事前予約

宣誓を希望される日の原則7日前(土、日、祝日、年末年始を除く)までに電話またはメールで予約してください。宣誓日時、必要書類等の調整・確認を行います。

駒ヶ根市役所総務課 0265-83-2111 内線 211

jinken@city.komagane.lg.jp

●宣誓できる時間 平日 午前9時～午後4時

※宣誓日時の状況によりご希望に添えない場合があります。

●予約時には、以下のことをお伝えください。

①お二人の氏名(通称名)

②電話番号またはメールアドレス

③宣誓希望日時

### (2) 宣誓

宣誓は、プライバシーに配慮し、個室で行います。

宣誓場所：駒ヶ根市役所 会議室(駒ヶ根市赤須町 20 番1号)

●予約した日時にお二人揃ってお越しください。

●市職員の前で「パートナーシップ宣誓書」に自署し、提出してください。

●本人確認書類による本人確認を行います。

●必要書類(4ページ)を提出してください。

●宣誓は無料です。

☞ 宣誓に必要な書類の交付手数料は自己負担になります。

☞ 書類不備や不足がある場合は、宣誓を延期する場合があります。

### (3) パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

パートナーシップ宣誓書受領証(1通)と受領カード(2通)を交付します。

●書類に不備や不足等がなければ、即日交付します。

●転入予定の方は、転入後の住民票の写しを提出した後、交付します。

## 5 宣誓時に必要な書類

パートナーシップ宣誓をする場合には、宣誓書のほか、要件確認と本人確認のため、以下の書類が必要です。

### (1) 住民票の写し又は、住民票記載証明

- 3か月以内に発行された住民票の写し等をお一人1通ずつお持ちください。
- 宣誓するお二人が同一世帯になっている場合は、2人分の情報が記載されているものを1通で構いません。
- 本籍、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード・個人番号コード(マイナンバー)の記載は不要です。

※お二人とも市外の場合は、少なくともお一人が駒ヶ根市に転入予定が確認できる書類が必要です。(転出証明書等)

### (2) 現に婚姻していないことを証明する書類(戸籍抄本等)

- 3か月以内に発行された戸籍抄本等をお一人1通ずつお持ちください。
- 戸籍抄本は、本籍地の市町村で取得できます。(取得方法は本籍地の市町村の窓口にお問い合わせください。本籍地が駒ヶ根市以外の場合、取り寄せに日数がかかる場合がありますので、ご注意ください。)
- 外国籍の方は、大使館等公的機関が発行する書類(独身証明書等を)日本語訳を添付して提出してください。

### (3) 本人確認ができる書類

| 1枚の掲示で足りるもの                                                                                                                                                          | 2枚以上の掲示が必要なもの                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・マイナンバーカード(個人番号カード)</li><li>・旅費(パスポート)</li><li>・運転免許証</li><li>・国・地方公共団体の機関が発行した身分証明書(顔写真付き)</li><li>・在留カード又は特別永住者証明書</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・国民健康保険証、健康保険、又は介護保険被保険者証</li><li>・国民年金手帳</li><li>・国民年金、厚生年金保険の証書</li></ul> <p>※学生証、法人が発行した身分証明書で顔写真付きのもの</p> <p>※国、地方自治体が発行した資格証明書のうち顔写真付きのもの</p> <p>(「※」の書類のみが2枚あっても確認できません。その他の書類(国民健康保険の被保険者証等)と組み合わせて提示してください。)</p> |

---

## 6 宣誓後について

---

再交付・返還の場合も、事前に電話またはメールでご予約ください。

### (1) 受領証等の再交付(様式第4号)

宣誓書受領証と宣誓書受領カードを紛失したり汚したりした場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書を提出していただければ、再交付します。

※紛失以外の場合は、宣誓書受領証と宣誓書受領カードを添付してください。

※本人確認書類をお持ちください。

### (2) 宣誓事項の変更

住所や氏名の変更等により、宣誓書に記載した事項に変更があった場合、様式第5号の変更届を提出してください。

●変更内容を確認できる書類を一緒に提出してください。

●すでに発行している受領証等と引き換えとなりますので、忘れずにお持ちください。

※本人確認書類をお持ちください。

### (3) 受領証等の返還

以下に該当するときは、様式第6号の返還届出書を提出してください。

●双方の意思により、パートナーシップが解消されたとき。

●双方が共に市内に住所を有しなくなったとき。

●宣誓書の一方が死亡したとき。

●その他宣誓の要件を満たさなくなったとき

※本人確認書類をお持ちください。

---

## 7 よくある質問

---



駒ヶ根市パートナーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか。

結婚は、民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。

一方、駒ヶ根市が行うパートナーシップ宣誓制度は、要綱(市の内部規定)に基づい

て実施されるものであり、法的効力は有しません。

この制度は、互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って、協力し合うことを約束した二人から宣誓を受けて、受領証を交付し、自分らしくいきいきと生活されることを応援する制度です。



届出を行えるのは、同性同士のみですか。

互いを人生のパートナーとして尊重し、継続的に協力し合う「パートナーシップ関係」である2者であれば、戸籍の性別に関わらず宣誓することができます。

また、性的マイノリティに限らず、事実婚の関係でも宣誓できます。



宣誓に費用はかかりますか。

宣誓書の提出や宣誓書受領証等の交付は無料です。ただし、宣誓の際に提出していただく住民票の写し等の必要書類の交付手数料などは、自己負担になります。



宣誓書受領証は即日交付されますか。

書類等に不備がなく、要件を満たしている場合は、原則、即日交付します。

なお、即日交付する場合でも、内容確認等のために1時間程度の時間を要しますのでご了承ください。



通称名は使用できますか。

性別違和感等で特に理由のある場合には、通称名を使用することができます。

(住民基本台帳制度上の通称とは異なります。)

通称名を使用する場合、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類(社員証や学生証、法人が発行した身分証明書など、社会生活上に使用していることが客観的に明らかになる資料)を宣誓時に提示してください。

通称名を使用した場合には、交付する宣誓受領証と受領カードの裏面に戸籍上の氏名を記載していただきます。



同居していないと宣誓できませんか。

必ずしも同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして共同生活において、互いに責任を持って協力し合うことを約束した関係であることが必要です。



駒ヶ根市民でないと宣誓できませんか。

宣誓されるお二人のうち、いずれか一方の方が市内に住所を有している、または市内への転入を予定している場合は宣誓することができます。